



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2016年8月号

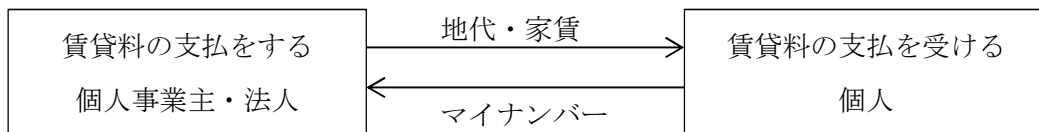
菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
 〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
 TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
 業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

マイナンバー 教えても大丈夫？

マイナンバーを提供する場面のひとつとして、次のような場面があります。

「不動産の賃貸料の支払を受ける個人の方は、その支払をする方へマイナンバーを提供する必要があります。」

つまり、地代や家賃の支払をしている個人事業主・法人の方は、その支払先が個人の場合、その方のマイナンバーを確認する必要があります。



このマイナンバーは、年末に税務署へ提出する「法定調書」に記載します。

ただし、法定調書への記載が必要になるのは、同一の方への1~12月の一年間の支払額が15万円を超える場合のみとなります。

15万円を超える場合、貸主の方は借主の方へマイナンバーを提供する必要が、また、借主の方は貸主の方からマイナンバーを提供してもらう必要があります。

(上甲 記)

お盆休みのお知らせ

下記日程にてお盆休みをいただきます。よろしくお願いいたします。

休業日：8月10日（水）15：00以降

8月12日（金）～8月16日（火）

